

関係者各位

国立天文台長 観山正見

旅行の事実確認についてのお願い

平素から、国立天文台の事業運営には、ご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、文部科学省では、昨今、研究費の不正使用が続発していることを受け、「科学研究費補助金に係る不正使用等防止のための措置について」（平成18年11月28日付け文部科学省研究振興局長通知）及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）について」（平成19年2月15日付け文部科学省科学技術・学術政策局長通知）を発出し、各研究機関に対し、研究費の適正な管理並びに不正使用の防止体制を早急に構築するよう求めているところです。

当台としても、この通知を受け、特に旅費の支給に際しましては、旅行の事実確認を一層徹底することとし、平成19年6月より宿泊を伴う出張の場合、宿泊の事実確認のため、旅費の精算時に新たに「宿泊施設の領収書等」（注）を提出していただく扱いとさせていただきます。

つきましては、お手数をおかけして大変申し訳ございませんが、何卒、趣旨をご賢察の上、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

（注）「宿泊施設の領収書等」とは次のいずれかの提出をお願いします。なお、必要な記載事項は「宿泊者氏名」及び「宿泊期間（宿泊数）」です。

- ①宿泊施設が発行する領収書
- ②宿泊施設が発行する宿泊証明書
- ③宿泊施設の宿泊者カード
- ④その他宿泊した事実を証明できる書類
- ⑤旅行代理店が発行する領収書（旅行代理店をとおして宿泊施設を利用し、宿泊施設から①～④が発行されなかった場合）
- ⑥見積等とクレジットカードの引き落とし明細（Webを利用しクレジットカードで決済を行った場合において、宿泊施設から①～④が発行されなかった場合）

なお、自宅、友人宅等に宿泊した場合には、宿泊先の住所を出張報告書に記載願います。（政令指定都市は区名まで、市は町名まで、町村は町村名までを記入する。）

この件に関して何かご不明な点等ありましたら下記までご連絡願います。

〒181-8588 東京都三鷹市大沢 2-21-1

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

国立天文台事務部財務課経理係

TEL : 0422-34-3655 E-mail : keiri@nao.ac.jp

旅費精算時の提出書類と旅費の支給内容

(国内出張の場合の主な事例)

	宿泊施設の領収書等(注2)	航空機の半券及び領収書	JR等領収書	旅行報告書	出張証明書	支給内容			備考
						交通費	日当	宿泊料(注4)	
JR等 利用	○	-	-	○	-	○	○	○ (宿泊施設の領収書がある期間のみ、無い期間は夕食・朝食代のみ)	
	×	-	○	○	-	○	○	△(注3) (夕食・朝食代のみ)	
	×	-	×	○	○	○	○	△(注3) (夕食・朝食代のみ)	
	×	-	×	○	×	×	×	×	
航空機 利用	○	○	-	○	-	○	○	○ (宿泊施設の領収書がある期間のみ、無い期間は夕食・朝食代のみ)	
	×	○	-	○	-	○	○	△(注3) (夕食・朝食代のみ)	
	×	×	-	○	×	×	×	×	

(外国出張の場合の主な事例)

	宿泊施設の領収書等(注2)	航空機の 旅程表・見積書・請求書・ 領収書 ・半券(又はn'stの写し)	航空機以外の 主要交通機関 領収書	旅行報告書	出張証明書	支給内容			備考
						交通費	日当	宿泊料	
航空機・船舶 利用	○	○	○(注1)	○	-	○	○	○ (宿泊施設の領収書がある期間のみ、無い期間は夕食・朝食代のみ)	
	×	○	○(注1)	○	-	○	○	△(注3) (夕食・朝食代のみ)	

注1: 航空機以外の交通機関を利用し、その旅費を請求する場合に必要。

注2: 「宿泊施設の領収書等」とは次のものをいいます。宿泊施設が発行する ①領収書 ②宿泊証明書 ③宿泊者カード、④その他宿泊した事実を証明できる書類。

⑤旅行代理店が発行する領収書(旅行代理店をとおして宿泊施設を利用し、宿泊施設から①～④が発行されなかった場合)

⑥見積等とクレジットカードの引き落とし明細(Webを利用しクレジットカードで決済を行った場合において、宿泊施設から①～④が発行されなかった場合)

自宅等に宿泊する場合については、出張者が宿泊先の住所を記載した書面で申し出る。旅費申請書に記載しても可

(平成20年12月1日以降出発の出張について下線部を追加)

注3: 但し、外部の者への依頼出張の場合で、宿泊施設の領収書等が提出できない場合等、台長が真にやむを得ないと認めた場合は宿泊料を全額支給。

上記事例以外の場合については、その都度、財務課に協議。